

東大阪市営荒本住宅C棟建替事業 実施方針

東大阪市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号 最終改正：令和4年12月16日法律第100号）」第5条第3項の規定により、「東大阪市営荒本住宅C棟建替事業 実施方針」を公表する。

令和 5年 10月 10日

東大阪市長 野田 義和